1　試験期日　令和９年２月11日（木曜日）
2　試験地　北海道、青森県、宮城県、東京都、新潟県、愛知県、石川県、大阪府、広島県、香川県、福岡県及び沖縄県
3　試験科目　基礎助産学、助産診断・技術学、地域母子保健及び助産管理
4　受験資格
⑴　文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校（以下「指定学校」という。）において１年以上助産に関する学科を修めた者（令和９年３月12日（金曜日）までに修業する見込みの者を含む。）
⑵　文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した助産師養成所（以下「指定養成所」という。）を卒業した者（令和９年３月12日（金曜日）までに卒業する見込みの者を含む。）
⑶　保健師助産師看護師法第３条に規定する業務に関する外国の学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において助産師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が⑴又は⑵に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの
⑷　保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第78号。以下「改正法」という。）の施行の際（平成22年４月１日）現に改正法による改正前の保健師助産師看護師法（以下「旧法」という。）第20条第１号に該当する者
⑸　改正法の施行の日（平成22年４月１日）前に旧法第20条第１号に規定する学校に在学し、施行日以後に同号に規定する要件に該当することとなった者（施行日以後に同号に規定する学校に入学し、当該学校において６月以上助産に関する学科を修めた者を除く。）
5　受験手続
⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。
ア　すべての受験者が提出する書類等
㋐　受験願書　保健師助産師看護師法施行規則（昭和26年厚生省令第34号）第２号様式により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（中長期在留者については在留カード又は住民票、特別永住者については特別永住者証明書又は住民票、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類）に記載されている文字を使用すること。
なお、戸籍に記載されている限りにおいて、氏名の横に括弧書きの上、旧姓を併記して申請することができる。
㋑　写真　出願前６月以内に脱帽して正面から撮影した縦６センチメートル、横４センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載し、助産師国家試験運営本部事務所又は助産師国家試験運営臨時事務所において交付する受験写真用台紙に貼り付けた上、同台紙に所定の事項を記入して提出すること。
なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している指定学校若しくは指定養成所又は助産師国家試験運営本部事務所若しくは助産師国家試験運営臨時事務所において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。
㋒　返信用封筒　縦23.5センチメートル、横12センチメートルのもので、表面に、郵便番号及び宛先を記載し、590円（定形郵便110円＋一般書留480円）の郵便切手を貼り付け、書留の表示をすること。
イ　４の⑴、⑵、⑷又は⑸に該当する者が提出する書類
㋐　次に掲げる書類のいずれか一つ
①　看護師国家試験の合格証書の写し（助産師国家試験運営本部事務所又は助産師国家試験運営臨時事務所に合格証書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）又は合格証明書
②　看護師免許証の写し（助産師国家試験運営本部事務所若しくは助産師国家試験運営臨時事務所又は都道府県医務主管課若しくは保健所に当該免許証を提示し、原本照合を受けたもの）
③　文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した看護師学校の修業証明書（以下「看修業証明書」という。）若しくは３年以上看護師になるのに必要な学科を修めたと判定されたことを証する書面（以下「看修業判定証明書」という。）若しくは修業見込証明書（以下「看修業見込証明書」という。）又は文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した看護師養成所の卒業証明書（以下「看卒業証明書」という。）若しくは卒業できると判定されたことを証する書面（以下「看卒業判定証明書」という。）若しくは卒業見込証明書（以下「看卒業見込証明書」という。）
この場合、看修業見込証明書又は看卒業見込証明書を提出した者にあっては、令和９年３月５日（金曜日）午後２時までに看修業証明書若しくは看卒業証明書又は看修業判定証明書若しくは看卒業判定証明書を助産師国家試験運営本部事務所又は助産師国家試験運営臨時事務所に提出すること。
なお、令和９年３月５日（金曜日）午後２時までに看修業証明書又は看卒業証明書の提出がなされないものについては、令和９年３月12日（金曜日）午後２時までに看修業証明書又は看卒業証明書を助産師国家試験運営本部事務所又は助産師国家試験運営臨時事務所に提出すること。
④　看護師国家試験受験資格認定書の写し（助産師国家試験運営本部事務所又は助産師国家試験運営臨時事務所に当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）
㋑　指定学校の修業証明書若しくは１年以上助産に関する学科を修めたと判定されたことを証する書面（以下「修業判定証明書」という。）若しくは修業見込証明書又は指定養成所の卒業証明書若しくは卒業できると判定されたことを証する書面（以下「卒業判定証明書」という。）若しくは卒業見込証明書
この場合、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出した者にあっては、令和９年３月５日（金曜日）午後２時までに修業証明書若しくは卒業証明書又は修業判定証明書若しくは卒業判定証明書を助産師国家試験運営本部事務所又は助産師国家試験運営臨時事務所に提出すること。
なお、令和９年３月５日（金曜日）午後２時までに修業証明書又は卒業証明書の提出がなされないものについては、令和９年３月12日（金曜日）午後２時までに修業証明書又は卒業証明書を助産師国家試験運営本部事務所又は助産師国家試験運営臨時事務所に提出すること。
ウ　４の⑶に該当する者が提出する書類　助産師国家試験受験資格認定書の写し（助産師国家試験運営本部事務所又は助産師国家試験運営臨時事務所に当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）
⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等
ア　受験に関する書類は、令和８年11月６日（金曜日）から同年11月27日（金曜日）までに提出すること。
イ　受験に関する書類を郵送する場合の提出先は、助産師国家試験運営本部事務所とする。
ウ　ただし、下記に掲げる助産師国家試験運営臨時事務所においては、受験に関する書類を直接持参する場合について、その提出を受け付けることとする。
北海道　ランスタッド・札幌支店
宮城県　ランスタッド・仙台支店
東京都　ランスタッド・試験監督事業部
愛知県　ランスタッド・名古屋支店
大阪府　ランスタッド・大阪支店
広島県　ランスタッド・広島支店
香川県　ランスタッド・高松支店
福岡県　ランスタッド・福岡支店
沖縄県　人材派遣センターオキナワ
エ　受験に関する書類を直接持参する場合の受付時間は、アの期間中毎日（土曜日、日曜日その他の行政機関の休日を除く。）午前９時から午前12時までと午後１時から午後５時までとする。
オ　受験に関する書類を郵送する場合は、書留郵便をもって送付すること。この場合、令和８年11月27日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。
カ　受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類の返還及び受験地の変更は認めない。